

相談支援従事者養成研修等ワーキングチームの見直しについて（案）

1 趣旨

本県の相談支援従事者研修（主任相談支援専門員研修を含む）及びサービス管理責任者研修は、これまで永らく県内支援従事者の有志により構成されるワーキングチームの多大な協力を得て、独自の発展を経ながら実施されてきたところです。

一方で、ワーキングチームの設置運営に係る規定がなくその役割等について明示されていないため、県からワーキングチームに対して過大な負担を強いかねない状況にある状況です。

については、今般研修事業のアウトソーシング化に向けたワーキングチームの役割等の見直しがされることから、あらためてワーキングチームの設置運営に係る内容を整理の上、それらを規定することとしたい。

2 目的

本県における相談支援従事者研修等の企画・運営及び人材育成ビジョンの明確化に協力することにより、研修効果の向上に寄与することを目的とする。

3 組織上の位置づけ

相談支援専門部会（以下、「専門部会」という。）の下、当該研修実施に係る作業部会として位置づけ、「相談支援従事者研修等ワーキングチーム」（以下、「作業部会」という。）と改称する。

また、専門部会と作業部会の連携が円滑となるよう、作業部会委員の内2名は専門部会委員を兼ねるものとする。

4 委員の要件及びその人数

作業部会委員は、国による指導者養成研修、主任相談支援専門員研修、相談支援従事者現任研修及びサービス管理責任者更新研修のいずれかの修了者またはこれに準じると認められる者（当該研修コアメンバーのリーダー及びサブリーダー経験者を想定）から県が依頼した者十数名により構成する。

5 分科会の設置、幹事及び相談支援専門部会委員候補者の選任

作業部会が機動的に活動するために、相談支援従事者研修分科会及びサービス管理責任者研修分科会を設置し、委員はいずれかに所属するものとする。

各分科会には委員の互選により幹事を置き、幹事は分科会における活動の取りまとめを行う。

また、専門部会委員選任の際には、各分科会から専門部会委員候補者を1名ずつ選任するものとする。

6 委員の任期

委員の任期は専門部会に準じるもの（現在は3年間）とする。また、再任は妨げない。

7 活動内容

- ① 各研修の企画・運営を中心的に担う者（コアメンバーのリーダー等）の県への推薦
- ② 各研修の講師・ファシリテーターの県への推薦
- ③ 各研修の実施時期に係る助言
- ④ 各研修の実施に向けた準備の進捗状況等の確認・助言
- ⑤ 指定研修事業者の指定申請審査時における申請内容（時間割及び教材に限る）の確認・助言
- ⑥ 指定研修事業者の指定後における教材内容の確認・助言
- ⑦ 指定研修事業者の事業完了報告の内容（時間割及び教材に限る）の確認・助言（県が要請した場合）
- ⑧ 人材育成ビジョンの明確化に係る検討・助言
- ⑨ 新規研修カリキュラムの提案
- ⑩ その他必要と認められる事項

8 県が支弁する費用

各委員がワーキングチームに出席する際に要した旅費

9 事務局

ワーキングチームの運営に係る事務は、千葉県健康福祉部障害福祉事業課地域生活支援班が担当する。